

(仮称) 旧奈良監獄の保存及び活用に係る
公共施設等運営事業

要求水準書

法務省

平成29年1月16日

— 目 次 —

第 1	総則.....	1
1	本書の位置付け.....	1
2	基本事項.....	1
3	遵守すべき法令等.....	1
4	業務従事者.....	1
5	業務全体に係る要求水準.....	2
第 2	改修業務.....	3
1	概要.....	3
2	改修期間.....	6
3	改修業務の実施体制.....	6
4	許認可取得, 近隣説明等.....	7
5	国の完成確認等.....	7
6	重要文化財（建造物）に係る指針, 要領, 手引き等.....	7
第 3	史料館運営業務.....	7
1	概要.....	7
2	建築物及び付帯設備の維持管理業務.....	7
3	外構の維持管理業務（保守点検, 清掃及び植栽管理を含む）.....	9
4	史料館運営業務.....	1 1
第 4	付帯事業.....	1 2

第1 総則

1 本書の位置付け

(仮称)旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、(仮称)旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業(以下「本事業」という。)を実施する事業者を募集するための(仮称)旧奈良監獄の保存及び活用に係る公共施設等運営事業募集要項(以下「募集要項」という。)の付属資料である。

要求水準書は、本事業で事業者が行う業務に関して、業務の内容及び国が要求するサービスの水準を示すものである。また、国は要求水準書の内容を、提案審査及び選定事業者の業績評価の基準として用いることとしている。

2 基本事項

事業者は、全事業期間にわたり、要求水準書に定められた要求水準を保ち、業務を遂行すること。また、要求水準の未達が確認された場合は、速やかに改善措置を執り、要求水準を充足すること。

3 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては次に掲げる法律のほか関係する法令、条例等を遵守するものとする。

- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・労働安全衛生法
- ・国有財産法
- ・文化財保護法
- ・官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)
- ・水道法(昭和32年法律第177号)
- ・大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- ・騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ・水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・警備業法(昭和47年法律第117号)
- ・振動規制法(昭和51年法律第64号)
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)
- ・個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)

4 業務従事者

(1) 業務従事者の役割

本事業を実施するに当たり、業務従事者は以下の点を遵守すること。

ア 業務従事者は、必要な知識及び技能を有するものであること。

- イ 業務従事者は、業務内容に応じ適切な服装で業務に当たること。
- ウ 法令等により資格等が求められる業務については、有資格者等が選任されていること。
- エ 業務従事者は、業務の対象外の場所に無断で出入りしないこと。
- オ 業務従事者は、国や利用者から、業務に係る指示、要望、相談、クレーム等が寄せられた場合、迅速かつ適切に対応すること。
- カ 業務従事者は、業務上知り得た秘密を、漏らさないこと。
- キ 業務従事者は、担当する業務にかかわらず、事故等の発生を防止するよう努めること。

(2) 統括責任者

統括責任者は、業務の全体を統括し、国との連絡及び調整を務める責任者をいう。

(3) 改修業務の従事者

本事業の各業務に係る責任者及び担当者は、以下の要件を満たすものとする。

- ア 設計及び工事監理の責任者又は担当者として、組積造の文化財建造物である建築物の設計監理の実績のある者を配置すること。
- イ 建設工事の責任者又は担当者として、組積造の文化財建造物である建築物の施工実績のある者を配置すること。

(4) 史料館運営業務の従事者

学芸員となる資格を有する者を配置すること。

(5) 特記事項

- ア 統括責任者は、事業契約締結日の翌日から配置すること。統括責任者は、原則として本事業の供用開始後2年間は変更することがないようにすること。
- イ 統括責任者を変更する場合は、前任者と同等かそれ以上の能力を有する者を配置することとし、2か月以上の引き継ぎ期間を設けること。
- ウ 組織図を作成し、本業務の実施に係る指揮命令系統を明確にすること。

5 業務全体に係る要求水準

(1) 業務実施に際しての報告・承諾

業務の実施に係る報告等は、法務省矯正局総務課長に行うこと。

(2) 業務実施計画書

事業者は各業務の実施に当たり、事前に国と協議の上、業務実施計画書を作成し、国に提出すること。また、次の場合は国に確認の上、業務実施計画書を修正し、再度提出すること。

- ・ 業務実施計画書の提出後、その記載内容に変更があった場合。
- ・ 国から業務実施計画書の内容が不適切と判断された場合。
- ・ 本施設は、文化財建造物として適切な保存が求められることから、事業者が自ら調達した機器を設置する場合は、業務実施計画書に記載し、国と十分に協議を行う。

(3) 業務手順書

事業者は業務実施に当たり、事前に国と協議の上、業務手順書（案）を作成し、運営開始日の3か月前までに国に提出すること。

(4) 業務報告書

ア 改修業務報告書

事業者は、工事期間中に収集・作成した各種調書・記録・写真・図面・文書その他資料を整理・編集し、事業報告書として、国に提出すること。

イ 月次業務報告書

事業者は、次の資料を添付した業務報告書を月ごとに作成し、国に提出すること。

- ・ 業務日誌
- ・ 各種保守・点検記録
- ・ 打合せ議事録
- ・ 苦情等及びその対応結果
- ・ その他モニタリング上必要な資料

(5) その他

ア 業務の遂行に支障を来すような重大な事態が発生した場合は、直ちに国に報告すること。また、業務遂行上必要なものとして国から要請があった場合は、速やかに報告を行うこと。

イ 事業者は、来訪者等から寄せられた事業者所管の業務に対する苦情等に対し、再発の防止処置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに国に報告すること。

ウ 事業終了時において、建築物、建築設備等の性能・機能について、実用上支障のない状態が保てるよう、計画的に維持管理を行うこと。また、事業終了に先立ち、事業者は建築物、建築設備等の性能・機能の状態を調査し、その結果を国に報告すること。

第2 改修業務

1 概要

事業者は、重要文化財に指定された本施設について、その文化財的価値を保存するために必要な保存修理、耐震改修を行うとともに、本施設の公開活用に資する設備の整備等を行う。

(1) 保存管理及び活用

重要文化財に指定された建造物は、文化財保護法に従い、全て適切に保存管理を行う。保存管理、修理等工事の実施に当たっては、下記アからキまでに定める指針に基づき、文化財の価値を減ずることがないよう留意した方法で実施する。建造物の現状を変更する行為は現状変更となり、あらかじめ文化庁長官の許可が必要となる。

活用に際しては、あらかじめ『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』（平成11年3月 文化庁文化財保護部）に従い保存活用計画を作成する。

- ア 旧奈良監獄の保存を目的として活用を行うことは推奨される。その活用に伴う改造は、以下の原則に従う。
- (ア) 重要文化財である建造物は、現状保存を原則とする。
 - (イ) 活用に伴う現状変更は、あらかじめ文化庁長官の許可を得て行うものとし、文化財建造物の価値を尊重し、活用上やむを得ない場合のみ行う。
 - (ウ) 舎房五棟については、文化財としての価値の維持と活用に伴う改造の調和を図るために、以下の方針を定める。
 - ・ 五棟のうち、活用に伴う改造を行う棟は四棟以下にとどめる。
 - ・ 改造を行う棟については、外観及び中央通路、階段は保存し、独居房や雑居房のうち典型的なものについて、各階各一室以上を保存する。
 - (エ) 活用上の必要から、舎房内部の独居房、雑居房境界のれんが壁及び床の全部、又は一部を撤去することはあり得るものとする。その場合は、当初及びその後の改変の痕跡を明示的に保持することとし、取り外した部材を別途保管するなど、将来の復旧が可能なように配慮する。
- イ 詳細については、保存活用計画において、その価値に鑑み、部分ごとに以下の保護の方針を別途定める。
- 保存部分：部材及び空間の保存を行う部分
 - 保全部分：部材の保存を行う部分。内装材の仮設が許容される。
 - その他部分：活用のために改修が許容される部分。
- ウ 舎房の保護の方針は以下のように定める。
- (ア) 活用に伴う改造を行わない棟は、全て保存部分とする。
 - (イ) 活用に伴う改造を行う棟は、外観及び中央通路、階段は保存部分とし、独居房や雑居房の典型的なものについて、各階各一室は保存部分とする。それ以外の独居房や雑居房については、活用の必要性に応じて保全部分、その他部分とする。
- エ なお、部材の保存とは、材料自体の保存を指し、瓦や漆喰塗などの定期的に更新が必要な部材については、材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を指す。
- オ 空間の保存とは、通常望見できる範囲の景観、内観を維持することを指す。恒常的な支障物の設置（壁面全部を覆うパネルや、壁面に接する工作物など。仮設の造作などを除く）による遮蔽や、望見できる範囲の部材の規模、形状、意匠などの変更を行わない。
- カ 活用に伴う現状変更で、活用上やむを得ない場合とは、具体的には、活用に係る、消防法やバリアフリー法、旅館業法、国際観光ホテル整備法等の各種法令（条例を含む）の制限を満たすための必要最小限の改修に限られる。
- キ 改造に当たっては、以下に示すような可逆的な方法を採用するのが望ましい。
- (ア) 部材を取り外す場合は、基本的に手作業による解体とし、取り外す部材は事前に寸法、材種、仕様などを記録し、位置、名称などを示した番付を施し、復旧の際に原位置に戻せるよう位置関係を記録する。各部材は丁寧に扱い、解体作業中に部材の折損や割損など、保存部分の躯体や仕上げ材に影響が出ないように留意する。工法は大ばらしによる解体など、現状の材料、構法、仕様を極力残し、将来の復原に期する工法を採用。
 - (イ) 取り外した部材は、極力保管することが望ましい。なお、舎房のれんが壁など、大きな部材で同じ材料、仕様、構法で構成される部材が多数保存される場合で、全ての保管が困難などやむを得ない場合は、将来の復原が可能となるよう、最低限の部材のセットの保管でも差し支えないものとする。また、重要文

化財の保存対象である、意匠や仕様上、特異な部材、例えば舎房の扉や花こう岩製の洗面台、屋根瓦では刻印の入った瓦や鬼瓦などの役物、装飾物では、彫刻や天井飾りやレリーフなどは部材自体の保存を原則とするが、やむを得ず取り外す場合は保管するなど必要な配慮を行うこと。

- (ウ) 新たに付加する仮設物の設置については、重ね張りなど仕上げ材の付加や簡易な間仕切りの設置など、仮設物を撤去すれば現状復旧が可能な状態とする。躯体や仕上げ材を撤去置換する仮設物の設置は行わない。
また、改修箇所とオリジナル箇所が視覚的に区別可能とする。

(2) その他の改修

間仕切りや内装材、設備の仮設など、現状変更にあたらぬ軽微な改修については以下の方針に従う。

- ・ オリジナルの部材をほぼ傷めない設置方法とすること。
- ・ 意匠的に配慮すること。
- ・ 可逆性を確保すること。
- ・ 改修箇所とオリジナル箇所が視覚的に区別可能とすること。

(3) 重要文化財建造物の耐震診断・構造補強の方針

ア 総則

重要文化財建造物の耐震診断、構造補強は、以下の指針、要領に従って行う。

- ・ 「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年1月）
- ・ 「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年4月、平成24年6月改正）
- ・ 「重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領」（平成13年4月、平成24年6月改正）

なお、これらの解説及び手引本として『重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引』（平成25年10月 文化庁文化財部参事官）がある。

イ 必要耐震性能

必要耐震性能の設定は「安全確保水準」以上とする。ただし、内部にほとんど人が立ち入らないか、一時的な通過の用にのみ供する建造物は、大地震動時に致命的な崩壊をしないことを条件に「復旧可能水準」とすることができる。

ウ 耐震診断

れんが造建造物であるため、前述の指針の趣旨を尊重して構造特性に応じた手法で診断を行う。

診断については、建物全体についての診断に加えて、妻壁や煙突等の突出部、開口部などれんが造の弱点となる局所的な部分診断を必要に応じて実施する

エ 構造補強

構造補強は、以下の文化財建造物耐震補強の原則に配慮して補強を行う。

- ・ 意匠を損なわないこと
- ・ 部材を痛めないこと
- ・ 可逆的であること
- ・ 区別可能とすること
- ・ 最小限の補強であること

原則可逆的な工法を用いて行い、元の部材を撤去置換する工法はできるだけ避ける。

ただし、不可逆な工法であっても、部分的にれんが壁体に引張補強材を挿入したり、目地に補強材を挿入するなどの工法を用いることは許容される。

壁の内側に鉄筋コンクリート躯体を増し打ちする補強は、可逆性や躯体への影響の懸念から望ましくない。また、免震工法は、基礎の改変など建物に与える影響が大きく、実施に当たっては慎重な検討を要する。

オ 構造補強に伴う現状変更の手続について

建物の現状を変更する行為は「現状変更」となり、あらかじめ文化庁長官の許可が必要となる。構造補強においても構造体の一部を置換する場合などは「現状変更」に該当する。ただし、構造補強のうち付加的あるいは可逆的な方法で実施する場合や、れんが壁体への引張補強材の挿入など影響が軽微な場合は、「現状変更」に当たらない「保存に影響を及ぼす行為」のうち軽微なものとして取り扱うことができる。

(4) 返却時の状態

契約満了時には、現状変更許可後の状態を現状とし、付加した仮設物などを撤去するなど、原状回復を行う。ただし、現状変更箇所については、将来の復原の可能性を担保すること。

(5) 補足

重要文化財建造物の取扱い、現状変更や保存に影響を及ぼす行為の詳細については、以下を参照すること。

- ・ 『国宝・重要文化財建造物保存修理補助事業実務の手引き』（平成27年6月文化庁文化財部参事官（建造物担当））
- ・ 『国宝・重要文化財建造物パンフレット』
http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/bunkazai_pamphlet/pdf/pamphlet_ja_04.pdf

2 改修期間

改修業務の期間は、本施設の供用開始時期に間に合わせるように、事業者が計画することとし、具体的な改修期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

3 改修業務の実施体制

- ・ 国は改修業務のモニタリングを実施するため、「旧奈良監獄保存活用検討委員会（仮称）」を設置する。
- ・ 事業者は、設計業務責任者及び施工責任者として提案書に明示した者を配置すること。担当者の追加・変更に当たっては、国に変更理由書を提出し、承認を得ること。
- ・ 実施に当たっては、設計業務及び工事監理業務については、重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準（昭和47年9月26日庁保建第146号平成24年8月29日改正）の第2の二を満たす者からの技術指導を受けること。

4 許認可取得、近隣説明等

事業者は、工事に当たって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように事業者の責任において実施すること。また、事業者は、着工に先立ち、近隣住民に対する工事内容の説明等を十分行い、工事の円滑な履行と近隣の理解及び安全を確保すること。

5 国の完成確認等

国は、事業者による完成検査及び設備、機器、器具等の試運転の終了後、本件施設等について、完成確認を実施する。

6 重要文化財（建造物）に係る指針、要領、手引き等

- ・ 『国宝・重要文化財建造物保存修理補助事業実務の手引き』（平成27年6月 文化庁文化財部参事官（建造物担当））
- ・ 「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年1月）
- ・ 「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年4月，平成24年6月改正）
- ・ 「重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領」（平成13年4月，平成24年6月改正）
- ・ 『重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引』（平成25年10月 文化庁文化財部参事官）
- ・ 『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』（平成11年3月 文化庁文化財保護部）

第3 史料館運營業務

1 概要

事業者は、業務期間において、要求水準書に従い、本施設等及び建築設備等の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるように品質、水準等を保持するものとする。また、維持管理は、予防保全を基本とし、劣化による危険、障害の発生を未然に防止するものとする。

なお、要求水準に示す運營業務内容は国が考える標準的な内容であり、事業実施に際しては、民間の自由な創意工夫による運營業務内容を期待している。

2 建物及び付帯設備の維持管理業務（保守、点検及び清掃を含む。）

（1）建築物等保守管理業務

ア 業務内容

事業者は、本施設の性能及び機能を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるよう、建築物各所の点検・修繕・更新を行うこと。

イ 要求水準

（ア）建築物一般に関する事項

点検等により、修繕等が必要と判断される場合は、利用者への影響が極力少なくなるよう配慮して速やかに作業を行うこと。

なお、必要に応じて国と協議すること。

（イ）重要文化財に関する事項

本施設が重要文化財建造物であることに鑑み、修繕等を行う場合には、文化財としての価値を減ずることのないよう留意する。

(ウ) その他

建築物の保守管理の記録等を作成し、点検記録は5年以上、その他の記録は事業期間中保管すること。

なお、修繕等において設計図面に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。

(2) 建築設備等保守管理業務

ア 業務内容

電気設備、機械設備、監視制御設備等について、常に正常な状態を維持できるよう、法定点検、定期点検及び劣化調査等を行う。また、点検・診断等により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合には、補修、交換、分解整備等適切な方法により対応する。

イ 要求水準

(ア) 共通

- ・ 設備の性能を維持すること。
- ・ サービスの提供に支障を来すことなく、かつ、利用者が安全、快適に施設を利用できるような状態が維持されていること。

(イ) 運転・監視業務

- ・ 各設備を適切な操作によって適正かつ効率よく運転すること。
- ・ 運転時期の調整が必要な設備に関しては、国と協議して、運転期間・時間等を決定すること。
- ・ 各設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を確認し、発見した場合は除去若しくは適切な対応をとること。

(ウ) 点検業務

① 法定点検

- ・ 各設備の関連法令等の定めにより点検を実施すること。

② 定期点検

- ・ 各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検・対応を行うこと。

(エ) 劣化等への対応

- ・ 劣化等について調査・診断・判定を行い、劣化等が明らかになった場合、適切な方法（保守、補修、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。

(オ) 故障対応

- ・ 申告やアラーム等により発見された軽微な故障の修繕を行うこと。
- ・ 故障発生時には現場調査・初期対応・処置を行い、必要に応じ速やかに国に報告すること。

(カ) 記録類の作成及び保管

- ・ 設備の運転・点検整備等の記録として、運転日誌、点検記録及び整備・事故記録等を作成すること。
- ・ 運転日誌及び点検記録は3年以上、整備・事故記録等は事業期間中保管すること。

(3) 清掃業務

ア 業務内容

建物内の環境・衛生を維持し，本施設として快適な空間を保つ等，本施設における公共サービスの提供その他の各種業務が快適な環境のもとで円滑に行われるように清掃業務を行うこと。

イ 要求水準

(ア) 共通

- ・ 目に見える埃，土，砂，汚れがない状態を維持し，見た目にも心地よく，衛生的な状態を保つこと。
- ・ 個別箇所毎に日常清掃及び定期清掃を組み合わせ，清掃箇所の状況を踏まえ，要求水準を満たすこと。

(イ) 日常清掃業務（建物内）

事業者は，施設全般について日常的に清掃を行い，施設，設備，備品，器具等が常に清潔な状態に保たれるようにすること。

(ウ) 定期清掃業務（建物内）

事業者は，日常清掃では実施しにくい箇所について，清掃を適切な頻度及び方法により実施すること。

(エ) その他

- ・ 廃棄物は所定の場所に収集し，集積すること。
- ・ なお，分別方法は，国の指定する方法に従うこと。

(4) 警備業務

ア 業務内容

施設の秩序を維持し，災害，盗難，いたずら，破損等のあらゆる事故の発生を警戒，防止することにより，人身の安全と財産の保全を図り，本施設等における各種業務の円滑な運営に寄与することを目的として施設内の警備を行う。また，盗難やいたずら，破損等に対する防犯対策を行う。

イ 要求水準

(ア) 共通事項

- ・ 警備体制及び時間については事業者の提案による。
- ・ 施設内の事故や施設の損壊の予防に努めること。
- ・ 事故の発生，不審者の施設侵入，盗難，いたずら，破損等の早期発見に努めること。
- ・ 事故や事件等が発見された場合，国及びその他必要な機関に対し迅速に通報すること。

(イ) 重要文化財に関する事項

- ・ 本施設が重要文化財建造物であることに鑑み，適切な警備手法及び体制構築を図ること。

3 外構の維持管理業務（保守点検，清掃及び植栽管理を含む。）

(1) 保守点検業務（外構）

ア 業務内容

敷地内の外構（れんが塀を含む。）の機能と環境を維持し，利用者が快適に施設を利用できるよう，適切な保全計画のもとに点検・保守を実施すること。

イ 要求水準

（ア）共通事項

- ・ 外構施設は，機能，安全，美観上適切な状態に保たれていること。
- ・ 埋設配管，側溝，暗渠，排水柵等は，常に適切に機能が発揮できる状態にあること。
- ・ 排水設備，溝，水路等は，ゴミ，泥，その他の障害物による詰まりがなく，施設外部から野鼠等の小動物が容易に進入できないような措置がとられていること。

（イ）重要文化財に関する事項

- ・ 重要文化財である塀の機能，及び美観が適切な状態に保たれていること。

（2）清掃業務（外構）

ア 業務内容

外構の環境・衛生を維持し，本施設として快適な空間を保つ等，本施設における公共サービスの提供その他の各種業務が快適な環境のもとで円滑に行われるように清掃業務を行うこと。

イ 要求水準

- ・ 事業者は，外構施設について日常的に清掃を行い，機能，安全，美観上適切な状態に保たれるようにすること。
- ・ 建物周囲については，定期的に清掃し，障害物，泥，砂利，ごみ等がなく，通行がスムーズに行えること。
- ・ 排水管，雨水柵等は，常に適切に機能が発揮される状態にあること。
- ・ 排水設備，溝，水路等は，ごみ，泥，その他の障害物による詰まりがない状態であること。
- ・ 排水設備，溝，水路等は，施設外部から小動物が容易に侵入できないような措置を講じること。
- ・ 敷地内のごみ等が近隣に飛散して迷惑を及ぼすことを防止すること。
- ・ 落ち葉，土等汚れがない状態に保つこと。
- ・ 敷地内案内板等は，表示が見やすい状態に保つこと。
- ・ 施設や工作物の落書きのない状態を保つこと。

（3）植栽管理

ア 業務内容

敷地内の外構及び植栽帯の美観を維持するため，剪定，病虫害の駆除，施肥，地枝刈込み，除草，清掃，根切り，台風対策，芝生目土等の業務を行う。

イ 要求水準

（ア）共通事項

- ・ 植栽を良好な状態に保ち，灌水を行い，害虫や病気から防御する。
- ・ 繁茂しすぎないように適宜剪定，刈込みを行う。
- ・ 風等により倒木しないように管理を行う。
- ・ 施肥，除草等は，計画的に行う。
- ・ 薬剤散布又は化学肥料の使用に当たっては，あらかじめ国と協議を行うこと。

(イ) 重要文化財に関する事項

敷地は重要文化財として指定されており、適切な維持管理が求められる。特に事務所前庭の排水溝縁石、敷地東の殉職刑務官之碑、西の墓石三基は土地の書き上げ物件として保存対象となっており、現状の形で維持管理を図る。それらを含む事務所前庭、殉職刑務官之碑、墓石周辺の植栽、植え込みについては、ほぼ現状の形で植栽等の維持管理を図る。

4 史料館運営業務

(1) 史料整理・保存業務

ア 業務内容

史料館に収蔵する資料等を整理し、適切に保存する。

イ 要求水準

(ア) 資料等の整理

- ・ 資料等の内容等が分かりやすく整理されていること。

(イ) 資料等の保存

- ・ 資料等が適切な状態で保存されていること。
- ・ 資料等の保存に当たっては、紛失、破損、盗難等に対する適切な対策・措置がとられていること。

(2) 広報、展示、案内業務

ア 業務内容

法務省史料館としての広報、展示、案内業務を実施する。対象となる資料については別途掲示する。

イ 要求水準

(ア) 広報

① 広報資料等の作成・更新

- ・ 本施設を解説するためのパンフレット及びホームページを作成し必要に応じて内容を更新すること。
- ・ パンフレット及びホームページの作成に当たっては、運営業務の開始に先立ち事前に、内容を国に提出し、国の確認を受けること。

② 見学受付・問合せ対応等

- ・ 見学の申込み及び問合せに対して、迅速かつ適切に対応し、サービス向上に努めること。

③ 入館者数集計業務

- ・ 事業者は、業務報告書にその旨を記載し、国に報告すること。

④ クレーム対応

- ・ 事業者は、利用者からのクレーム内容とその対応について記録を残し、国に報告すること。

(イ) 展示

- ・ 歴史的資料を一般に公開することにより法務省の活動について国民の理解を得ること等を目的とする。
- ・ 官庁執務時間を含めて1年間の開館日数は250日を基準とする。

(ウ) 案内

① 受付・インフォメーション

- ・ 館内の案内表示については、分かりやすいもの（ユニバーサルデザインの観点を含む。）とすること。

② 施設の解説

- ・ 利用者が重要文化財の理解を深めることができるよう、本施設内において適切な場所に解説板等を設置すること（外国人への対応を含む）。
- ・ 有人による施設の解説等については、事業者の提案による。

(エ) 矯正展の実施

矯正行政に関する広報として、年一回事業者の提案により矯正展を実施する。

(3) 施設利便性向上業務

ア 業務内容

施設の利便性を向上させる業務を事業者の提案に基づき実施することができる。

イ 要求水準

- ・ 本施設の重要文化財建造物としての価値を損なわないよう、配置や外観、設備等に十分留意すること。
- ・ 法令に基づき、利用者用駐車場として必要な台数を確保すること。
なお、一定台数の大型車が駐車できるよう計画をすること。
おって、鴻ノ池運動公園で開催されるイベント時等に、同公園の臨時駐車場として利用することも想定しており、駐車場整備に関する詳細な条件については国と奈良市との別途協議の結果に基づくものとする。

(4) その他

非常災害時における周辺地域の防災拠点としての機能を確保すること。

第4 付帯事業

事業者は、史料館運営業務として直接利用しない部分（土地を含む。）を活用し、文化財の保存に支障がない範囲で、本事業以外の事業（以下「付帯事業」という。）の提案を行うことができる。

なお、未決区（これに必要となる関連施設、設備を含む。）を付帯事業として活用する場合の代替機能の提供については別途定める条件を参照すること。

(1) 景観計画

- ・ 配置計画に当たっては、重要文化財建築物の景観を阻害しないような外観デザインとなるように留意すること。
- ・ 本施設が建築されることによる周辺環境への影響に配慮した計画とすること。